

〈障害のある人の働く姿を見てみよう〉



わたしたちの社会には、いろいろな仕事があり、障害のある人もない人も共に働いています。働く時には、一人ひとりが力を発揮しやすいように、障害によって工夫や配慮が必要な場合があります。そんなニーズに応えるのが「就労継続支援」です。就労継続支援にはA型とB型の2種類の支援があり、それぞれ対象者や働き方に違いがあります。

働きながら自立を目指すA型(事業所)

一般企業での就労は難しいけれど、支援があれば相当程度の就労能力がある人が利用します。

A型就労の特徴としては、**雇用契約を結び賃金としてお金をもらう**ことです。これにより、最低賃金が保証されます。1日4～6時間働き、時給制でお金をもらいます。

仕事内容は様々で、データ入力、お弁当・パン等の製造や清掃など多種多様です。

ゆっくり自分らしく働くB型(事業所)

疾病や障害などの理由で一般企業などで雇用契約を結んで働くことが難しい方や就労もしたいが日中の居場所として安心して過ごせる場が欲しい人が利用します。

B型就労の特徴としては、**工賃としてお金をもらう**ことです。A型とは違い、体調に合わせて作業日や作業時間を決めることができます。このため、時給制ではなく出来高制となっています。

仕事内容はA型よりやや軽作業が多いですが、こちらも製品の梱包・発送作業、農業や清掃業など多種多様です。

〈様々な支援を行う地域活動支援センター〉

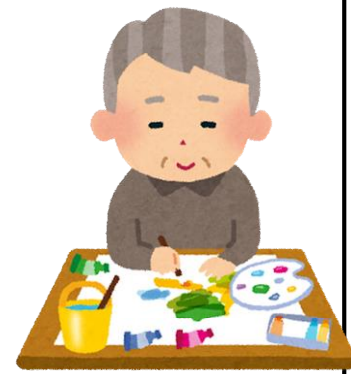
地域活動支援センターは市町村の地域生活支援事業の一環として、障害のある方の社会交流や創作的活動、生産活動の機会の提供を通じた障害者の自立した日常生活や社会生活を支援する役割を担っています。

吉岡町では、よしおか相談事業所を運営している医療法人群栄会へ事業委託し、医療・福祉の領域や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行っています。これらの事業を行う地域活動支援センターをⅠ型といいます。

地域活動支援センターよしおか(Ⅰ型)

- ・ 町民で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人が利用できます。
- ・ 民間企業から受注した軽作業(ボールペンの組み立て、食品の袋詰め等)、創作活動などを行っています。
- ・ 利用料は0円です。
- ・ 精神保健福祉士等の専門職が配置されている施設です。
- ・ 日常生活相談指導やピアサポーター育成(※)に取り組んでいます。

※ 障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」といいます。



〈 心のバリアフリー と 合理的配慮 〉

バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすことです。障害の有無にかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活をするために、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」を広げましょう。

事業者については、障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をしましょう。

※ 事業者の「合理的配慮の提供」については、令和6年(2024年)4月1日から障害者差別解消法により義務化されました。

1 困っている人に気づくこと、声をかけることから始めよう

心のバリアフリーとは、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことです。まず、自分の周りには、どのようなバリアを感じている人がいるか、どのようなバリアフリーの工夫があるかに目を向けてみましょう。

2 それぞれのサインやシンボルマークの意味を理解しよう

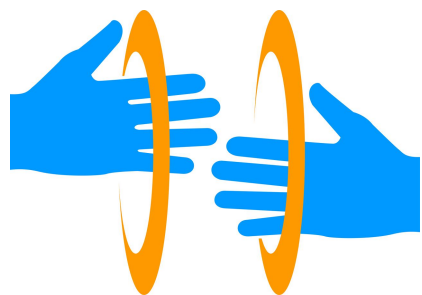
配慮が必要な人を支援するために、バリアフリーに関する様々なサインやシンボルマークがいろいろな場所で使われています。それぞれのサインやシンボルマークの意味を理解して、心のバリアフリーを広げましょう。

〈障害や難病に関するシンボルマーク〉

世の中には、障害や難病に関するシンボルマークがあります。これらのマークは、たくさんの方が利用する建物に設置されていたり、個人がカンなどにつけて携帯するタイプのものもあります。それぞれのマークは、意味のあるデザインで、見てすぐ分かるように工夫されています。

日常生活の中でこれらを見かた際には、周囲に配慮が必要な人がいるかもしれないことを思い出してください。

〈シンボルマークの一例〉



手話マーク

手話がコミュニケーション手段であることを認識し、理解や配慮を促すために使われます。手話で対応してほしい、手話で対応できることを示す際に用いられます。



ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関はもちろん、民間施設も盲導犬、介助犬、聴導犬をつれた障害のある人に配慮する義務があります。